



作成日 2011/04/20  
改訂日 2018/04/01

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 ASガード G2 硬化剤W(GHS)  
製品コード CE-F02-1219  
供給者の会社名称 宇部興産建材株式会社  
住所 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館  
電話番号 03-5419-6206  
FAX番号 03-5419-6265

### 2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分4  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1  
皮膚感作性 区分1  
生殖細胞変異原性 区分1B  
生殖毒性 区分1B  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器 心血管系 神経系 腎臓)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系)

環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分3  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
H302 飲み込むと有害  
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H340 遺伝性疾患のおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H370 呼吸器、心血管系、神経系、腎臓の障害  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ  
H402 水生生物に有害  
H318 重篤な眼の損傷

#### 注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

#### 対応

換気の良い場所で使用すること  
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)  
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 (P403+P233)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質・混合物の区別

## 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
変性脂肪族ポリアミン	非開示	不明			
フェノール	1.0～5.0%	C6H6O	(3)-481	公表	108-95-2
メタキシリレンジアミン	1.0～8.0%	C8H12N2	(3)-308,(3)-2888	公表	1477-55-0

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)	フェノール(法令指定番号:474) メタキシリレンジアミン(法令指定番号:555)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	フェノール(法令指定番号:349)

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に連絡すること。  
特別な処置が必要である。  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。  
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

## 皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
多量の水と石鹼で洗うこと。  
直ちに医師に連絡すること。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
水と石鹼で洗うこと。  
特別な処置が必要である。  
皮膚を速やかに洗浄すること。  
医師の診断、手当てを受けること。

## 眼に入った場合

医師に連絡すること。  
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に連絡すること。

## 飲み込んだ場合

医師に連絡すること。  
直ちに医師に連絡すること。  
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
医師の診断、手当てを受けること。  
医師に連絡すること。

## 5. 火災時の措置

## 消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

特有の危険有害性  
特有の消火方法

消火水が汚染を引き起こすおそれがある。  
関係以外は安全な場所に退去させる。  
危険を避けられれば燃焼源の供給を止める。  
消火水の下水への流入を防ぐ。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。

環境に対する注意事項

区域より退避させること。  
回収が終わるまで十分な換気を行う。  
適切な保護具を着用する。  
漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法  
及び機材

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。

二次災害の防止策

回収物はラベルを貼って密閉容器に保管する。  
掃き集めて、容器に回収する。  
漏洩物を回収する。  
排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

安全取扱注意事項

使用前に使用説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

保管

安全な保管条件

眼、皮膚との接触を避けること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

安全な容器包装材

取扱後は手、汚染箇所をよく洗う。  
保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。  
指定された個人用保護具を使用すること  
換気の良い場所で取り扱うこと。  
国又は都道府県の規則に従って保管すること。  
容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。  
最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
フェノール	未設定	5ppm(19mg/m3)(皮)	TWA 5ppm (Skin)
メタ-キシリレンジアミン	未設定	未設定	STEL C 0.1mg/m3 (Skin)

設備対策  
保護具

呼吸器の保護具  
手の保護具  
眼の保護具  
皮膚及び身体の保護具

適切な換気のある場所で取り扱う。  
呼吸器保護具を着用すること。  
保護手袋を着用すること。  
保護眼鏡/顔面保護具を着用する。  
適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態

液体

	形状 色	液体 淡黄色
臭い		刺激臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		122°C (セタ密閉式)
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.1
溶解度		水に微溶
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		200mPas
動粘性率		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常の保管条件/取り扱いにおいて安定である。 常温、常圧で安定。
危険有害反応可能性		データなし
避けるべき条件		データなし
混触危険物質		酸、塩基、酸化性物質、強酸化性物質、還元性物質、強還元性物質。
危険有害な分解生成物		データなし
11. 有害性情報		
フェノールとして		
急性毒性(経口)		EU GHS分類: Acute Tox. 3, DSD分類: T; R22
急性毒性(経皮)		ラットLD50=670 mg/kg
急性毒性(吸入: 粉じん、 ミスト)		EU GHS分類: Acute Tox. 3, DSD分類: T; R23
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		EU GHS分類: Skin Corr. 1B, DSD分類: C; R34
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性		ウサギ: 眼の損傷性あり
呼吸器感受性		モルモット、マウス: 皮膚感受性なし
皮膚感受性		モルモット、マウス: 皮膚感受性なし
生殖細胞変異原性		EU GHS分類: Muta. 2, DSD分類: Muta. Cat. 3; R68
発がん性		IARC: 3, ACGIH: A4, IRIS: D
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		EU GHS分類: STOT RE 2, DSD分類: Xn; R48/20/21/22 動物実験で心血管系、肝臓、消化管、血液系、腎臓、脾臓、胸腺、中枢神経系への影響が認められている。
メタキシリレンジアミンとして		
急性毒性(経口)		ラットLD50=693mg/kg
急性毒性(経皮)		ウサギLD50値=2000mg/kg

急性毒性(吸入:粉じん、  
ミスト)  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ラットLC50=0.8mg/L/4h

モルモットで腐食性の報告がある。  
ラットの皮膚への適用で3分後に皮下出血、5分後には壊死が認められ、60分後に6匹全例に皮膚の紅斑、浮腫、出血、壊死が認められたとの記述がある。

マウスへの皮膚適用により60分以内に出血、壊死が認められている。

呼吸器感作性  
皮膚感作性  
生殖細胞変異原性  
生殖毒性

モルモット:皮膚感作性あり

モルモット:皮膚感作性あり

体細胞in vivo小核試験:陰性

ラットを用いた経口投与生殖毒性試験において親動物に一般毒性が認められる用量でも生殖毒性は認められなかった。

ラット吸入暴露試験において呼吸器への影響認められている。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

## 12. 環境影響情報

フェノールとして

水生環境有害性(急性)

魚類(Oryziaslatipes)96h-LC50=25mg/L

甲殻類(Daphnia magna)48h-EC50=15mg/L

藻類(Selenasterum capricornutum)72h-EC50=58mg/L

水生環境有害性(長期間)

良分解性:85%(by BOD), 95%(by TOC), 100%(by UV-VIS)

生物蓄積性が低い:logKow=1.46

メタキシリレンジアミンとして

水生環境有害性(急性)

藻類(セネデスムス)72h-EC50=14mg/L

水生環境有害性(長期間)

生物蓄積性が低い(BCF<2.7)

急速分解性がない(BODによる分解度:22%)

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

## 14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

3267

Proper Shipping Class

CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N.O.S. 8

Packing Group

III

Marine Pollutant

Not applicable

Transport in bulk according to

Not applicable

MARPOL

73/78,Annex II, and the IBC code

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

	UN No.	3267
	Proper Shipping Class	CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N.O.S. 8
	Packing Group	Ⅲ
国内規制	陸上規制	該当しない
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	3267
	品名	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)
	国連分類	8
	容器等級	Ⅲ
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書Ⅱ 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	3267
	品名	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)
	国連分類等級	8 Ⅲ
緊急時応急措置指針番号		153

## 15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法	腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2)
消防法	第4類引火性液体、第三石油類水溶性液体
大気汚染防止法	特定物質(法第17条第1項、政令第10条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類同等の物質)(環境省告示第148号第2号)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

化学物質排出把握管理  
促進法(PRTR法)  
労働基準法

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1  
条別表第1)  
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35  
条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報  
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。